

貯蓄預金

令和4年9月1日現在

項 目	内 容
商品名	貯蓄預金
ご利用いただける方	・ 個人の方 ・ 反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	1 円以上（1 円単位）
お預入期間	期間の定めはありません。
お預入方法	随時お預入れできます。 現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替、振込でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。
払戻方法	随時払戻しできます。
お預入利率	変動金利
適用利率	利息計算の基準となる預金残高を1 0 万円とし、適用する金利は次の通りとします。 1 0 万円以上、3 0 万円以上、5 0 万円以上、1 0 0 万円以上の4 段階の金額階層別金利設定を行い、 毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます）が各々の金額階層 に該当する期間について、当該期間における店頭表示の金額階層の利率を適用します。 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間については、当該期間における店頭表示の基準残高未満 の利率を適用します。
お利息	年2 回(3 月、9 月) の当金庫所定の日にお支払いします。
計算方法 (付利単位1 0 0 円)	毎日の最終残高1 , 0 0 0 円以上（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます） について1 年を3 6 5 日とする日割りで計算します。
税金	お利息には2 0 . 3 1 5 %（国税1 5 . 3 1 5 %、地方税5 %）の税金がかかります。 ※2 0 1 3 年1 月1 日から2 0 3 7 年1 2 月3 1 日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税 が追加課税されるため、2 0 . 3 1 5 %（国税1 5 . 3 1 5 %、地方税5 %）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
付加できる特約事項	・ マル優のお取扱いができます。 マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高3 5 0 万円）まで非課税でご 利用いただけます。
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基 づいてのお取扱いとなります。
手数料	キャッシュカードによるお取引にあたっては、ご利用時間・お取引内容に応じてATM・CDご利用 手数料がかかる場合があります。詳しくはATMコーナーに掲示の「ATMご利用時間・手数料一覧 表」をご覧ください。 再発行手数料 通帳・キャッシュカード1 , 1 0 0 円

貯蓄預金

商品概要説明書

項 目	内 容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は「貯蓄預金規定」によりお取扱いたします。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りはできません。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。

貯蓄預金